

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方の軽自動車税の減免につき、適用となる対象の範囲を見直すことに係る金沢市税賦課徴収条例施行規則の改正について

1 改正の趣旨

身体に障害のある方が、障害を克服し、支障なく社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えることを目的として、金沢市税賦課徴収条例で身体に障害のある方の軽自動車税を減免することができる旨の規定を定め、金沢市税賦課徴収条例施行規則において、減免の対象となる具体的な障害の範囲を定めています。

現在は、身体に障害のある方本人が運転する場合と生計を一にする者等が運転する場合とで、軽自動車税の減免の適用範囲が異なります。

今般、身体に障害のある方が、その障害を克服し、支障なく社会生活を営むことを鑑みた場合、上記運転者の区分による差を設けることに合理的な理由がないと判断したため、当該区分を廃止します。

また、現在、減免を適用する障害の範囲が、石川県の自動車取得税・自動車税の減免に係る障害の範囲と一部異なっています。このため、普通車から軽自動車に切り替えた場合に、普通車では減免が適用されていたものが、軽自動車では減免が適用されない場合も生じ得ることから、減免を適用する障害の範囲を一部拡大します。

2 改正内容

減免を適用する範囲を以下のとおり改正します。

(1) 身体障害者手帳を持っている方（本人が運転する場合）

石川県の身体障害者に係る自動車取得税・自動車税の減免の適用範囲に合わせます。

障害の区分	障害の級別	
	現 行	改正案
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	1 級から 5 級までの各級
平衡機能障害	3 級	3 級及び 5 級
上肢不自由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の	1 級及び 2 級

	2	
--	---	--

注) 障害の級別は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別

(2) 身体障害者手帳を持っている方（生計を一にする者等が運転する場合）

本人が運転する場合と同様とします。

障害の区分		障害の級別	
		現 行	改正案
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	1級から5級までの各級
平衡機能障害		3級	3級及び5級
音声機能障害		—	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	1級及び2級
下肢不自由		1級、2級及び3級の1（一方の下肢に3級の2若しくは3級の3の障害があり、もう一方の下肢に4級の3若しくは4級の4の障害のある場合又は両下肢に4級の3若しくは両下肢に4級の4の障害がある場合を含む。）	1級から6級（7級の重複により6級となる場合を含む。）までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	移動機能	1級から3級（3級のうち1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）までの各級	1級から6級までの各級

注) 障害の級別は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別

(3) 戦傷病者手帳を持っている方（本人が運転する場合）

石川県の戦傷病者に係る自動車取得税・自動車税の減免の適用範囲に合わせます。

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	現 行	改正案
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第5項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第5項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第5項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症

注) 重度障害の程度又は障害の程度は、恩給法別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度

(4) 戦傷病者手帳を持っている方（生計を一にする者等が運転する場合）

本人が運転する場合と同様とします。

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	現 行	改正案
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第5項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第5項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第5項症までの各項症
音声機能障害	—	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）

上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症

注) 重度障害の程度又は障害の程度は、恩給法別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度

参考

金沢市税賦課徴収条例

第72条の3 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要があると認めるもの（1台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

金沢市税賦課徴収条例施行規則

（身体障害者等が運転する軽自動車等に係る身体障害者等の範囲）

第8条の3 条例第72条の3第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下この条において「身体障害者」という。）が軽自動車等を所有し、かつ、運転する場合（以下この号において「身体障害者が運転する場合」という。）にあっては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		身体障害者が運転する場合における障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から6級（7級の重複により6級となる場合を含む。）までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（2級のうち1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
腎臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

(2) 身体障害者が所有する軽自動車等（身体障害者が満18歳未満の場合は、生計を一にする者が所有するものを含む。）を身体障害者と生計を一にする者が運転する場合及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者が所有する軽自動車等を身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以下この号において「生計を一にする者等が運転する場合」という。）にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		生計を一にする者等が運転する場合における障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級、2級及び3級の1（一方の下肢に3級の2若しくは3級の3の障害があり、もう一方の下肢に4級の3若しくは4級の4の障害がある場合又は両下肢に4級の3若しくは両下肢に4級の4の障害がある場合を含む。）
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（2級のうち1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から3級（3級のうち1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
腎臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる		1級から3級までの各級

免疫機能障害	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（以下この条において「戦傷病者」という。）が軽自動車等を所有し、かつ、運転する場合（以下この号において「戦傷病者が運転する場合」という。）にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	戦傷病者が運転する場合における障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(4) 戦傷病者が所有する軽自動車等を戦傷病者と生計を一にする者が運転する場合及び身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者が所有する軽自動車等を戦傷病者を常時介護する者が運転する場合（以下この号において「生計を一に

する者等が運転する場合」という。) にあっては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	生計を一にする者等が運転する場合における障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (5) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に記載されている障害の程度がAである者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証（自立支援医療の種類が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療であるものに限る。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者

3 施行期日

平成26年4月1日（予定）